

令和4年度 地下水 水質汚濁に係る測定 計量データ

令和5年1月19日 測定

1月30日 報告

No.	対象化学物質名	単位	排出基準値	計量値		判定	令和3年度		計量値		判定	令和3年度	
				最終処分場			計量値		計量値	敷地内		計量値	
1	カドミウム	mg/l	0.01	0.0003	未満	○	0.0009		0.0003	未満	○	0.0003	未満
2	全シアン	検出されないこと		0.1	未満	○	0.1	未満	0.1	未満	○	0.1	未満
3	鉛	mg/l	0.01	0.001	未満	○	0.001		0.001	未満	○	0.001	未満
4	六価クロム	mg/l	0.05	0.002	未満	○	0.005	未満	0.002	未満	○	0.005	未満
5	砒素	mg/l	0.01	0.019		×	0.008		0.015		×	0.002	
6	総水銀	mg/l	0.0005	0.00005	未満	○	0.0005	未満	0.00005	未満	○	0.0005	未満
7	アルキル水銀	検出されないこと		0.0005	未満	○	0.0005	未満	0.0005	未満	○	0.0005	未満
8	PCB	検出されないこと		0.0005	未満	○	0.0005	未満	0.0005	未満	○	0.0005	未満
9	ジクロロメタン	mg/l	0.02	0.002	未満	○	0.002	未満	0.002	未満	○	0.002	未満
10	四塩化炭素	mg/l	0.002	0.0002	未満	○	0.0002	未満	0.0002	未満	○	0.0002	未満
11	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002	0.0002	未満	○	0.0002	未満	0.0002	未満	○	0.0002	未満
12	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	0.0004	未満	○	0.0004	未満	0.0004	未満	○	0.0004	未満
13	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1	0.01	未満	○	0.01	未満	0.01	未満	○	0.01	未満
14	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	0.004	未満	○	0.004	未満	0.004	未満	○	0.004	未満
15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	0.02	未満	○	0.1	未満	0.02	未満	○	0.1	未満
16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	0.0006	未満	○	0.0006	未満	0.0006	未満	○	0.0006	未満
17	トリクロロエチレン	mg/l	0.01	0.001	未満	○	0.001	未満	0.001	未満	○	0.001	未満
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	0.001	未満	○	0.001	未満	0.001	未満	○	0.001	未満
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	0.0002	未満	○	0.0002	未満	0.0002	未満	○	0.0002	未満
20	チラウム	mg/l	0.006	0.0006	未満	○	0.0006	未満	0.0006	未満	○	0.0006	未満
21	シマジン	mg/l	0.003	0.0003	未満	○	0.0003	未満	0.0003	未満	○	0.0003	未満
22	チオベンカルブ	mg/l	0.02	0.002	未満	○	0.002	未満	0.002	未満	○	0.002	未満
23	ベンゼン	mg/l	0.01	0.001	未満	○	0.001	未満	0.001	未満	○	0.001	未満
24	セレン	mg/l	0.01	0.001	未満	○	0.001	未満	0.001	未満	○	0.001	未満
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10	1	未満	○	0.1	未満	1	未満	○	0.1	未満
26	ふっ素	mg/l	0.8	0.08	未満	○	0.1	未満	0.08	未満	○	0.1	
27	ほう素	mg/l	1	0.1	未満	○	0.1	未満	0.1	未満	○	0.1	未満
28	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05	0.005	未満	○	0.005	未満	0.005	未満	○	0.005	未満

<水質調査分析委託先: エコ・アース・エンジニアリング(株)>

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(H12.2.28)

(総理府・厚生省令 平成10年6月17日施行)

(ダイオキシン類追加 平成12年1月14日改正)

地下水(周縁の2ヶ所以上)

年1回以上

1 地下水等検査項目(23項目) <地下水環境基準と同じ基準値を適用>

2 ダイオキシン類

月1回以上

1 電気伝導度または塩化物イオン

<測定結果に異常がある場合は、速やかに地下水等検査項目及びダイオキシン類濃度を測定すること>